

埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業（中小企業）補助金交付要領

（通 則）

第1条 埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業（中小企業）補助金（以下「補助金」という。）の交付に当たっては、補助金等の交付手続きに関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及び埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業（中小企業）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、この交付要領に定めるところによる。

（補助事業の期間）

第2条 補助事業の期間は、次のとおりとし、補助対象期間内に補助事業を完了し、補助対象経費の全額の負担が行われるものであることを要件とする。

補助金の区分	補助事業の期間
価格高騰・供給不足緊急支援補助金	令和8年3月1日から申請日まで
代替品対応設備投資支援補助金	交付決定の日から、令和9年3月17日（水）まで

- 代替品対応設備投資支援補助金について、補助対象経費がリース等の場合、補助対象期間はリース等の利用開始日から最大1年間までとする。ただし、リース等の利用は交付決定後、速やかに開始するものとし、前項に定める補助事業の期間内に補助対象経費全額の負担が行われるものとする。
- 天災地変等、補助事業者及び当該補助事業に係る発注先事業者のいずれの責めにも帰すことができないものにより補助事業の期間内での事業完了及び経費の支払が困難となった場合等で、知事がやむを得ないと認めた場合は、知事の定めるところにより補助事業の期間を延長することができる。
- 代替品対応設備投資支援補助金について、前項に基づき補助事業の期間の延長をしようとする場合は、前項に係る事情を説明する経緯書等を知事に提出し、指示を受けることとする。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次の公募期間内に様式第1号の申請書を県に提出する。

公募	公募期間
第1期	令和8年9月25日（金）～令和8年11月6日（金）
第2期（予定）	令和8年12月21日（月）～令和9年2月5日（金）

- 要綱第4条別表2で定める「石油等由来製品カテゴリリスト」は別表第1とする。
- 要綱第4条別表2で定める「仕入額上昇分」と「価格差」は次のとおりとする。
 - 仕入額上昇分＝（令和8年3月以降の仕入の単価－令和8年2月の仕入の単価）×令和8年3月以降の仕入れの数量
 - 価格差＝（令和8年3月以降の代替品に関する仕入の単価－令和8年2月の代替前製品に関する仕入の単価）×令和8年3月以降の代替品の仕入れの数量
- 要綱第5条第3項に基づく知事が別に定める書類として次のいずれかの書類及び別表第2に掲げる書類を提出することとする。
 - 価格高騰・供給不足緊急支援補助金 様式第9号の1
 - 代替品対応設備投資支援補助金 様式第9号の2、様式第9号の3
- 次の各号のいずれかに該当する場合は、申請することができない。
 - 埼玉県に対する債務及び県税において滞納がある場合。
 - 要綱第5条第4項における別紙1及び別紙2の誓約事項を誓約しない場合。

- (3) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していない場合。
- (4) 補助を受けようとする費用について、国、県、市町、村又はこれに準ずる公的機関から補助金の交付決定を受けている(本補助金の交付申請後に補助金の交付決定を受けた場合は、速やかに第5条に基づく申請の取り下げを行うこと)場合。
- (5) 同一事業者が複数の申請を行う場合。この場合、いずれか1つの申請以外は認めないものとする。なお、以下のいずれかに該当する者は、同一事業者とみなす。
 - ア 個人事業主と法人の代表者が同一である場合
 - イ 代表者及び住所が同一の法人の場合
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする場合。
- (7) 親会社、子会社又は自社の役員が経営する会社に補助対象事業に係る業務等を依頼する場合又は依頼した場合。
- (8) 公序良俗に反する事業又は公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業である場合。
- (9) その他制度趣旨、本交付要領にそぐわない事業である場合。

(交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、別に定める審査要件に基づいて補助金の交付を決定し、交付決定の通知を様式第2号により行う。なお、審査における加点項目及び主な審査の視点については別表第3のとおりとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに様式第10号により知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第6条 知事は、次の各号に掲げる場合には、交付決定を取り消し、その通知を様式第11号により行い、補助金の返還を求めることができる。

- (1) 補助事業者が、不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助事業者が、補助金の交付に附する条件若しくは制限又は法令、規則、交付要綱、交付要領若しくは知事の指示に違反したとき
- (3) 補助事業者が、交付決定の内容又は目的に反して補助金を使用した場合

2 前項の規定は、補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

(実績報告)

第7条 代替品対応設備投資支援補助事業者は、要綱第9条第4項に基づく知事が別に定める書類として様式第12号及び別表第4に掲げる書類を提出することとする。

2 要綱第9条第2項に規定する知事が別に定める日は令和9年3月17日(水)(予定)とする。

3 知事は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、前項に定める書類の提出前後に、製品が事業所に導入されていることの現地確認を行うものとする。

(補助事業成果等報告書の提出)

第8条 代替品対応設備投資支援補助事業者は、当該補助事業の完了の日から1年経過後、直近の確定した決算書(個人事業主の場合は、直近の提出済確定申告書)とともに、様式第13号の「補助事業成果等報告書」を提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告書等の提出に対し知事から指示があったときは、その指示に従うものとする。

（義務事項）

第9条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、必要に応じて補助事業に係る調査に協力するほか、事業の成果発表や事例集への掲載等に協力すること。

（補助事業等の公開）

第10条 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（企業名、補助金額等）を公開することができるものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月7日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

石油等由来製品カテゴリリスト

1 第 1 期分

品目名
メタノール

別表第2（第3条関係）

① 事業実態確認書類 （共通） 月次試算表（貸借対照表と損益計算書）又はそれに類するもの ・令和8年3月から申請月までのうち、いずれか1か月分とその前年同期分 （法人の場合） ア 法人税確定申告書の別表一の写し（1枚） イ 貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書の写し ・製造原価報告書がない場合はその旨を記載すること。 ウ 受信通知（e-Tax で申告している場合） （個人の場合） ア 所得税確定申告書の第一表の写し（1枚） イ 所得税青色申告決算書の写し（両面） ・白色申告書の場合は、月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類 ウ 受信通知（e-Tax で申告している場合） エ 住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの） ・法人、個人ともに、ア～ウについては、直近1年分の書類 （組合の場合） ア 組合員名簿 イ 事業及び経費の分担内訳 ウ 構成員への成果普及体制を明記した書類 エ 上記法人の場合のア～ウに準じた売上等が確認できる書類 （特定非営利活動法人（NPO法人）の場合） ア 法人税確定申告書の別表一の写し（1枚） イ 貸借対照表、活動計算書 ウ 受信通知（e-Tax で申告している場合） エ 定款の写し オ 役員名簿 ・ア～ウについては、直近1年分の書類
② 補助対象経費積算等書類（価格高騰・供給不足緊急支援補助金のみ） ア 納品書の写し等申請する対象品目の仕入額や数量が分かるもの（次のいずれも必要） ・令和8年2月28日直近のもの ・令和8年3月以降のもので本補助金で申請するもの イ 成分表示の写し等申請する対象品目の成分が分かるもの ・石油等由来製品代替品で申請する場合は代替前の品目と代替後の品目それぞれ必要 ・仕入れたものが明らかに石油や天然ガスに由来するもので納品書等に明記されている場合は提出不要 （例）メタノール、ナフサ、ブタン、ブチレン、ブタジエン、アクリロニトリル、ポリスチレン、エチレン、ポリエチレン、塩化ビニル、ポリカーボネート、トルエン、シンナーなど ウ 仕入れ業者への支払いを証する書類の写し （例）・ＡＴＭで振込を行った際に発行される伝票 ・インターネットバンキング、キャッシュレス決済等の振込・支払い完了画面（又は振込履歴）を印刷したもの

・通帳の写し ・領収書 ・クレジットカードの支払明細 等
③ 補助対象経費積算等書類（代替品対応設備投資支援補助金のみ）
ア 補助対象事業の見積額がわかる書類（見積書等） ・中古品の購入については、同一条件による２者以上の見積書の提出を要する。
④ 補助対象となる製品が特定できる書類【代替品対応設備投資支援補助金のみ】
・ 補助対象となる機器が確認できるカタログ等
⑤ 支援カルテの写し【代替品対応設備投資支援補助金のみ】
・ 県が派遣する専門家又は国が認定する認定経営革新等支援機関が作成した支援カルテ
⑥ 更新対象機器の写真【代替品対応設備投資支援補助金のみ】
・ 本補助事業において更新対象とする既存の機器の写真
⑦ 納税証明書類（いずれか一方）
ア 県税の納税証明書（県税全般に滞納額がないことの証明） イ 納税状況等確認システムによる納税情報の確認に関する同意書
⑧ 暴力団排除に関する誓約書
・ 暴力団排除に関する誓約事項（要綱別紙１）
⑨ 申請に関する誓約書
・ 申請に関する誓約事項（要綱別紙２）
⑩ 別表第２①に記載の取組に係る認定書等の写し
・ 当該認定書等の写し
⑪ その他知事が必要とする書類
・ その他、審査段階で必要となったもの

別表第3（第4条関係）

① 申請日において以下の認定等を受けている場合、審査において加点を行う。
ア 経済産業大臣から「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」について、有効な期間の計画の認定を受けていること。 イ 埼玉県から「経営革新計画」の承認を受け、計画期間中であること。 ・認定書等の写しを提出すること。
② 補助事業者の決定について
主な審査の視点は、以下のとおりとする。 ア 価格高騰・供給不足緊急支援補助金 ・利益率の減少割合 ・補助対象とする品目の価格上昇率の割合 イ 代替品対応設備投資支援補助金 ・営業利益に占める設備導入経費の割合 ・導入する設備は、石油等由来製品を代替品に切り替えるための設備として、また、従業員規模や補助金額に照らして妥当か。 ・設備導入の内容は、利益率の減少割合や財務内容に照らして実行可能か。 ・設備導入により、経営体質の改善につながり、営業利益の増加などの効果が期待できるか。

別表第4（第7条関係）

① 経費書類
ア 発注書、納品書、請求書の写し
イ 支払いを証する書類の写し （例）金融機関の取扱日付、領収印のある振込票の控え A T Mで振込を行った際に発行される伝票 インターネットバンキング等の振込完了画面（又は振込履歴）を印刷したものの通帳の写し ・ 振込先、取引内容、取引日時等が確認できるもの ・ 原則として、金融機関への振込により支払いを行うこと。現金による支払いは認めない。 ・ クレジットカード払いの場合は、上記のほかにクレジットカードの支払明細を提出すること。なお、クレジットカードによる支払は、申請する事業者の名義であり、補助対象期間内に支出が完了しているものに限る（分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助対象期間内に完了していることを要する。）。 ・ 支払いにあたっては、混合払い（同一の会社に対して一度に複数の事項の支払いを合算して行うこと）は避け、補助事業に関する支払いを単独で行うこと。
② 補助事業の実施がわかるもの
（例）導入した設備が確認できるもの（導入前後の写真等）
③ その他知事が必要とする書類
・ 実績確認の際に必要なもの等